

新潟市学校災害補償要綱

(目的)

第1条 この要綱は、全国市長会学校災害賠償補償保険の加入に伴い、新潟市が設置する学校の管理下にある者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合又は後遺障害を生じた場合の補償について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 「学校」とは、新潟市立小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、幼稚園及び特別支援学校をいう。

2 「学校の管理下」とは、日本スポーツ振興センターの規定に準拠し、次に掲げる各号に該当する場合をいう。

- (1) 学校教育法の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき。
- (2) 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けているとき。
- (3) 休憩時間中に学校にあるとき、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にあるとき。
- (4) 通常の経路及び方法により通学するとき(住居と学校外において、第1号の授業若しくは第2号の課外授業が行われる場所又は当該場所以外において集合若しくは解散する場所との間を合理的な経路及び方法により往復するときを含む。)

(補償対象者)

第3条 新潟市は、学校の管理下にある者が急激かつ偶然な外来の事故に起因して身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合又は後遺障害(身体の一部を失い又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。以下同じ。)を生じた場合に、当該学校の管理下にある者又はその者の相続人(以下被災者という。)に対し補償を行う。

2 前項の傷害には、次に掲げる各号のものを含むものとする。

- (1) 身体外部から、有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時的に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除く。)
- (2) 日射又は熱射による身体の障害

(補償金額及び補償基準)

第4条 新潟市は、別表の給付表に定める給付額を、補償金として被災者に支払うものとする。

(補償金を支払わない場合)

第5条 新潟市は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由により学校の管理下にある者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合又は後遺障害を生じた場合においては、補償金を支払わないものとする。

- (1) 被災者の故意
- (2) この「新潟市学校災害補償要綱」に基づき、死亡給付金を受取るべき者の故意。
ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人である場合には、外の者が受取るべき金額についてはこの限りでない。
- (3) 被災者の自殺行為又は犯罪行為
- (4) 被害者の脳疾患、疾病又は心身喪失
- (5) 被災者の妊娠又は流産
- (6) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的の事故による場合にはこのかぎりでない。
- (7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変若しくは暴動又はこれらに随伴して生じた事故
- (8) 地震、噴火若しくは津波又はこれらに随伴して生じた事故
- (9) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）若しくは核燃料物質によって汚染された者（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性、その他有害な特性若しくはこれらの特性による事故又はこれらに随伴して生じた事故
- (10) 前号以外の放射線照射又は放射性汚染
- (11) 被災者が法令によって定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができない恐れのある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間の事故

2 前項に定めるもののほか、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛で他覚症状のないものに対しては、補償金を支払わないものとする。

（適用除外）

第6条 この要綱は、新潟市の業務に従事中的新潟市の職員（新潟市が公務遂行のため委嘱した者で、公務災害補償又はこれに準ずる補償を受ける者を含む。）には適用しない。

（損害賠償の免責）

第7条 新潟市は、この要綱による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法又は国家賠償法による損害賠償の責めを免れる。

（準用）

第8条 この要綱に定めていない事項については、「全国市長会学校災害賠償補償保険特

約書」,「災害補償保険普通保険約款」及び「学校管理下災害補償特約条項」の規定を準用する。

附 則

この要綱は,昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は,平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は,平成22年4月1日から施行する。

別表

給 付 表

区 分	給 付 額
死亡給付金	100万円
後遺障害給付金	災害補償保険普通保険約款の定めにより 100万円～3万円